

長与町告示第 43 号

水道情報管理システム構築業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

令和 8 年 4 月 1 7 日

長与町長 吉 田 慎



水道情報管理システム構築業務委託について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項、長与町財務規則（平成 17 年規則第 5 号）第 90 条及び第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 番 号 8 水工委第 2 号
- (2) 件 名 水道情報管理システム構築業務委託
- (3) 履 行 場 所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷地内（長与町水道局内）
- (4) 業 務 内 容 水道管路台帳システムの構築
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 予 定 価 格 ￥ 3 3, 2 9 4, 0 0 0 - （消費税及び地方消費税を除く。）
- (7) 最低制限価格 無し（低入札価格調査制度有り）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者は、単体企業によるものとし、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該業務に係る長与町長から競争参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格確認通知を受けていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 長与町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年要綱第 2 号）に基づく排除の措置を受けていない者であること（入札日までに指名停止基準に該当することとなった場合を含む。）。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条

第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされて（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、制限付一般競争入札参加申請書を再度提出し、受理された者を除く。）いない者であること。

- (6) 所在地における国税（法人税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納していないこと。
- (7) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (8) 次の資格を有していること。
  - ア 情報セキュリティのマネジメントシステム ISO27001 (ISMS)
  - イ 品質マネジメントシステム ISO9001 (QMS)
  - ウ 個人情報マネジメントシステム JISQ15001 (プライバシーマーク)
- (9) 国、地方公共団体又はその他公的機関との間で本業務と同種（情報システム開発・構築業務）同規模（25,000,000円以上）の業務契約を過去5年以内に締結したことがある者であること。

### 3 書類提出先、問合せ先

長与町水道局上下水道課水道工務係（長与町役場水道局2階）

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話 095-801-5801（直通）、095-883-1111（代表）内線 182・183

FAX 095-883-1990 メール [suido@nagayo.jp](mailto:suido@nagayo.jp)

※上下水道課での書類等の取得、問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分までとする。

### 4 入札日程

【交付について】 書類様式等の交付期間及び方法	【交付期間】 令和8年4月17日（金）から 令和8年4月27日（月）まで	・長与町水道局ホームページ ( <a href="https://webtown.nagayo.jp/suido">https://webtown.nagayo.jp/suido</a> ) から入手すること。
【入札参加申請について】 提出方法と審査結果の通知	【提出期間】 令和8年4月17日（金）から 令和8年4月27日（月）まで	・提出期間内に、『5(1)に示す書類』を『3 書類提出先、問合せ先』まで郵送提出すること。 ・審査結果は、令和8年4月28日（火）17時00分までに電子メールにより通知し、後日、制限付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）原本を送付するものとする。
【現地確認について】 既存システム状況の把握	【対応日時】 令和8年4月30日（木）から 令和8年5月1日（金）まで	・本業務に係る参加資格を有することを確認後、ファックス又は電子メールにて『3 書類提出先、問合せ先』まで申し出ること。 ・対応時間は、10時00分から16時00分まで（12時00分～13時00分除く）とする。

<p>【質問について】 仕様書等に関する質問</p>	<p>【質問期間】 令和 8 年 4 月 30 日（木）から 令和 8 年 5 月 11 日（月）まで</p>	<p>・質問期間内に、様式第 6 号を『3 書類提出先、問合せ先』までファックス又は電子メールにて提出すること。 ・令和 8 年 5 月 12 日（火）17 時 00 分までに、入札参加者に対し、随時、ファックスにて回答するものとする。</p>
<p>【入札書について】 提出方法</p>	<p>【入札期間】 令和 8 年 5 月 13 日（水）から 令和 8 年 5 月 14 日（木）まで</p>	<p>・提出期間内に、様式第 7 号及び様式第 3 号の写しを『3 書類提出先、問合せ先』まで郵送提出すること。</p>
<p>【開札について】 開札日時及び場所</p>	<p>【開札日】 令和 8 年 5 月 15 日（金曜日） 午前 10 時 00 分から</p>	<p>・『3 書類提出先、問合せ先』にて開札を実施する。 ・参加資格を有する者のうち、希望する者は申出の上、開札に立ち会うことができる。</p>

## 5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次の申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - ア 制限付一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）
  - イ 同種・類似業務の実績（様式第 2 号）
  - ウ 国税、都道府県税及び市町村民税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が 3 か月以内のものとする。
  - エ 2(9)の契約実績を確認できる契約書の写し（契約当事者の双方又の署名、押印が確認できる頁のみで可）
- (2) 提出期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができないものとする。
- (3) その他
  - ア 提出された申請書等は、返却しない。
  - イ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ウ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

## 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明に関する事項

- (1) 5(3)において、入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条各号の日を含まない。）に、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める者は、提出窓口へ入札参加資格がない場合の理由の説明について（疑義）（様式第 4 号）を持参により提出しなければならない。
- (3) (2)による書面に対する回答については、再度資格審査を行い、(1)に規定する提出期限の翌日から起算して 7 日以内に入札参加資格がない場合の理由の説明について（回答）（様式第 5 号）により回答する。

- (4) (3)による審査結果により入札参加資格があると認められた場合、先の通知を取り消し、(3)の回答に併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知をするものとする。

## 7 入札説明会

実施しないものとする。

## 8 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加資格を有する者とされた者（以下「入札参加資格者」という。）は、入札の日までに次に掲げるいずれかに該当した場合、当該入札に参加することができない。
- ア 2に規定する要件に該当しないこととなったとき。
  - イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。
  - ウ 公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。
- (2) 入札参加資格者が(1)のいずれかに該当すると認めた場合、当該入札参加資格者に対し、当該参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

## 9 入札に関する事項

- (1) 入札者が1者であっても、入札を有効なものとして執行するものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者は、業務に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- (4) 入札書提出後の入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 業務内訳書（数量、単価、金額を明らかにしたものに限る。）を提出すること。
- (6) 制限付一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日の17時00分までに入札辞退届（様式第8号）を長与町水道局上下水道課に提出すること。
- (7) 入札価格が低入札価格調査基準価格（予定価格の80%）に満たない場合は、落札決定を保留し、当該入札者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて、当該入札者から説明資料の提出を求め、当該入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行う。この場合において、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、次順位者を落札予定者とするものとする。

## 10 無効入札に関する事項

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札期間までに入札書の提出がないとき。
- (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。

- (4) 入札者が談合して入札したとき。
- (5) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (6) 入札書に記名押印（押印を省略する場合にあっては、当該入札に係る責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載）がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

#### 11 落札者の決定に関する事項

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、別途参集の上、くじにより落札者を決定する。

#### 12 入札保証金に関する事項

入札参加条件に同種業務の履行実績を求めていることより、免除とする。

#### 13 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10の金額（その額に円未満の端数があるときは、円位に切り上げた額）を納付しなければならない。ただし、次のア、イ又はウのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

ア 落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、既に履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が、当該契約を確実に履行するものと認められるときに限る。）。

ウ その他長与町財務規則第111条各号に該当すると認められるとき。

- (2) 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から7日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入し、領収証書の写しを契約書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

- (3) 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

- (4) 契約保証金の長与町への帰属

長与町財務規則第115条第1項各号の該当による契約の解除の場合（同項第1号の該当による契約の解除の場合は、落札者（契約相手方）の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約保証金は、長与町に帰属するものとする。その場合、長与町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 14 契約書に関する事項

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、仕様書等を袋とじした契約書2部に記名押印し、落札の翌日から7日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。

#### 15 支払条件に関する事項

(1) 委託料の支払いは、完成払いとする（前払金の支払は行わない。）。

(2) 発注者は、業務完了後に検査を行う。検査合格後、受注者は、請求書により、発注者へ請求するものとする。

(3) 発注者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

#### 16 異議の申し立てに関する事項

入札をした者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 17 その他

(1) 申請書等及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

(3) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

(4) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力をする事。

(5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。